

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>○本業務は、「ねんりんピック岐阜2025」（以下「岐阜大会」という。）の開催に伴い、特に大会期間中の選手団や関係者等の確実かつ円滑な輸送を行うもの。</p> <p>○選手団の輸送は、全国から来県する約1万人の選手団の来県時から離県時までの行程において、種目会場、列車の主要駅、宿泊施設等の間をバスにより輸送を行うものである。宿泊施設との調整や、列車の発着時刻、競技の開始・終了時刻との整合を図りながら、選手団の希望や参加種目の競技運営に応じた行程を想定した柔軟な組み立てが必要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>○「ねんりんピック岐阜2025宿泊等業務受託共同企業体」は、岐阜大会における輸送実施計画の作成を目的に令和5年度にプロポーザルで選定された企業体である。また、令和5年度から令和7年度まで「ねんりんピック岐阜2025宿泊・弁当・観光業務委託協定」を締結し、宿泊調整業務を実施している。</p> <p>○当該共同企業体は、今年度の輸送計画作成業務の中で、全国のバス需給状況に精通しており、短期間でのバスの確保が期待できる。</p> <p>○仮に、本業務と宿泊業務の受託者が異なった場合、宿泊地や宿泊施設の変更に伴う輸送体制の変更に関し、「伝達内容の齟齬」、「情報共有の時間的ロス」等のリスクを抱え、迅速かつ柔軟で確実な業務の実施に支障が生じる可能性がある。このことから、本業務と宿泊業務は相互の密接な連携が不可欠であり、本業務と宿泊業務は一体的に実施することが求められる。</p> <p>○また、効率的な輸送を実施するためには、バスの運行管理のほか、各輸送拠点への乗降管理スタッフの配置等大規模な人員管理の体制構築も求められる。</p> <p>○以上の業務内容について、共同企業体の代表者である「東武トップツアーズ(株)」は、先催大会において、輸送業務と宿泊業務を併せて遂行した実績を有している。</p> <p>○よって、本業務を最も確実に、且つ効率よく実施できるのは、「ねんりんピック岐阜2025宿泊等業務受託共同企業体」以外にない。</p> <p>※ねんりんピック岐阜2025宿泊等業務受託共同企業体 代表者 東武トップツアーズ株式会社 岐阜支店 構成員 名鉄観光サービス株式会社 岐阜支店</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。